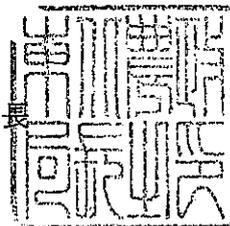




26北計第562号
平成27年2月10日

岩手県知事 殿

東北農政局長

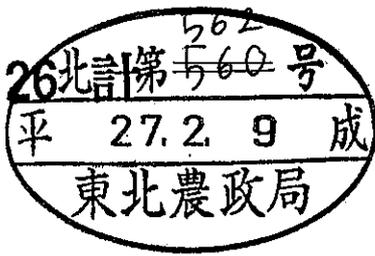


農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱の一部改正について

このことについて、別添のとおり農林水産事務次官から通知があったので、御了知願います。

なお、貴管内市町村長には、貴職から通知願います。





26農振第1724号
平成27年2月3日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱の一部改正について

このことについて、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本交付金に係る施策の円滑かつ適切な実施に努められたい。

なお、貴管下の各県知事には、貴職から通知されたい。

以上、命により通知する。



改正後	現行
<p style="text-align: center;">農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱</p> <p>第1～第15 [略]</p> <p><u>第16 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件</u></p> <p><u>都道府県及び市町村は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。</u></p> <p><u>また、都道府県及び市町村は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。</u></p> <p><u>(1) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。</u></p> <p><u>ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</u></p> <p><u>(2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</u></p> <p>附則 [略]</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この通知は、平成27年〇月〇日から施行する。</u></p> <p>(別表) [略]</p>	<p style="text-align: center;">農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱</p> <p>第1～第15 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>附則 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(別表) [略]</p>

○ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）一部改正 新旧対照表（案）

（下線の部分が改正部分）

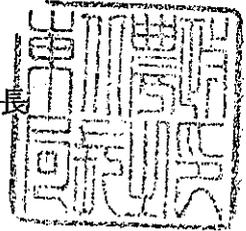
改正後	現行
<p>別記様式第1号（第7関係）～別記様式第6号（第15関係） [略]</p> <p><u>別記様式第7号（第16関係）</u></p> <p><u>別記様式第7号（第16関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>契約に係る指名停止に関する申立書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>〔間接交付対象事業者〕</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 商号又は名称 代 表 者 印</p> <p>当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。</p> <p>また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。</p> <p>（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。</p> <p>（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。</p> <p>ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。</p>	<p>別記様式第1号（第7関係）～別記様式第6号（第15第関係） [略]</p> <p>[新設]</p>



26北計第563号
平成27年2月10日

岩手県知事 殿

東北農政局長



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用の一部改正につい
て

このことについて、別添のとおり農村振興局長から通知があったので、御了知願
います。

なお、貴管内市町村長には、貴職から通知願います。





26農振第1726号

平成27年2月3日

東北農政局長 殿

農村振興局長

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用の一部改正について

このことについて、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本交付金に係る施策の円滑かつ適切な実施に努められたい。

なお、貴管下の各県知事には、貴職から通知されたい。



○ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第4 【略】</p> <p>第5 事業の施行</p> <p>1 事業の実施 【略】</p> <p>2 施行方法</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 請負施行 【略】</p> <p>ア 請負方法</p> <p>(ア) 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。 ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。</p> <p>(a) 事業実施主体が農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続きを行う場合</p> <p>(b) 事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき PFI 事業を実施する場合</p> <p>(c) 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は、落札に至らなかった場合</p> <p>(c) の場合において随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。</p> <p>(イ) 地方公共団体以外の事業実施主体が、(ア) により契約をしようとする場合は、交付要綱第16の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。</p> <p>(ウ) 計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。</p> <p>イ・ウ 【略】</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 代行施行 【略】</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 代行者の選択</p> <p>代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は、落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。</p> <p>地方公共団体以外の事業実施主体が、代行施行契約をしようとする場合は、交付要綱第16の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。</p> <p>ウ 【略】</p> <p>エ 施工業者の選定</p> <p>建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。</p> <p>オ～ク 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>第6～第11 【略】</p>	<p>第1～第4 【略】</p> <p>第5 事業の施行</p> <p>1 事業の実施 【略】</p> <p>2 施行方法</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 請負施行 【略】</p> <p>ア 請負方法</p> <p>工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。 ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。</p> <p>(ア) 事業実施主体が農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続きを行う場合</p> <p>(イ) 事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき PFI 事業を実施する場合</p> <p>(ウ) 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は、落札に至らなかった場合</p> <p>(ウ) の場合において随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。</p> <p>【新設】</p> <p>なお、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行にあたり、適切な指導を行うものとする。</p> <p>イ・ウ 【略】</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 代行施行 【略】</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 代行者の選択</p> <p>代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は、落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。</p> <p>【新設】</p> <p>ウ 【略】</p> <p>エ 施工業者の選定</p> <p>建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。</p> <p>オ～ク 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>第6～第11 【略】</p>

附 則

この通知は、平成27年2月〇日から施行する。